

## プログラム著作物登録の複製物の電子媒体による申請が可能となりました。

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（以下「令」という）」第3条（プログラムの著作物の複製物）が改正され、平成23年6月1日より施行されることとなりました。

この改正により、令第3条は第1条となり、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則」第1条第2項の規定により、プログラム著作物の複製物として、従来からのマイクロフィッシュに加え、新たに下記の電子媒体での申請も可能となりましたことをお知らせします。

どうぞ、宜しくお願い致します。

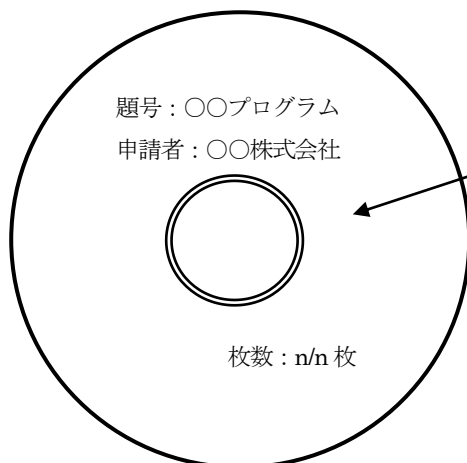
敬具

記

### 電子媒体：光ディスク（CD-R、DVD-R）※

※CD-R、DVD-Rとは一度だけ書き込みが出来るCDまたはDVDで、一度書き込んだデータの消去はできない。

形式	CD-R または DVD-R (4.7GB) 片面一層
格納方法	プログラムのソースコードはWindowsで読み取り可能なテキストファイル形式で格納して下さい。 ワードやエクセルその他の特別なアプリケーションがないと開かないような形式では入れないで下さい。 圧縮はしないで下さい。 プログラムの内容を確認し易い方法で作成をお願いします。
文字コード	ASCII または シフト JIS
その他	長期保管を考慮に入れ、出来るだけ高品質のもので作成して下さい。



CD-R(DVD-R)のレーベル面に、印刷または油性フェルトペン等で次の事項を記載して下さい。シール等は貼らないで下さい。

題号（タイトル）：〇〇プログラム  
申請者：〇〇株式会社  
枚数：提出する CD-R(DVD-R)の枚数  
例：1枚または 1/1 枚

<問い合わせ先> 一般財団法人ソフトウェア情報センター 著作権登録部

TEL：03-3437-3071 FAX：03-3437-3398

E-mail:program@softic.or.jp

ホームページ：http://www.softic.or.jp/touroku/index.html